

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成27年10月1日(2015.10.1)

【公開番号】特開2014-48235(P2014-48235A)

【公開日】平成26年3月17日(2014.3.17)

【年通号数】公開・登録公報2014-014

【出願番号】特願2012-193307(P2012-193307)

【国際特許分類】

G 0 1 N	33/15	(2006.01)
A 6 1 K	8/00	(2006.01)
A 6 1 Q	19/02	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 P	17/16	(2006.01)
G 0 1 N	33/50	(2006.01)

【F I】

G 0 1 N	33/15	Z
A 6 1 K	8/00	
A 6 1 Q	19/02	
A 6 1 K	45/00	
A 6 1 P	17/16	
G 0 1 N	33/50	Z

【手続補正書】

【提出日】平成27年8月13日(2015.8.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

脂化メラニン産生抑制作用を指標とする、美白剤のスクリーニング方法。

【請求項2】

脂化メラニン産生抑制作用を評価する工程を含み、

前記工程は、評価系に被験物質を添加した場合、及び被験物質を添加しない場合の脂化メラニン産生抑制作用を比較することにより行われ、

被験物質を添加した場合の前記作用が、被験物質を添加しない場合よりも高い場合に、該被験物質を美白剤として選択する、請求項1に記載の美白剤のスクリーニング方法。

【請求項3】

脂化メラニン産生抑制作用が、脂化メラニン産生量、脂化メラニン分解量、及び過酸化脂質産生量より選択される1種又は2種以上で表される、請求項1又は2に記載の美白剤のスクリーニング方法。

【請求項4】

請求項1～3の何れか一項に記載の美白剤のスクリーニング方法を行う工程、及び前記工程により選択された美白剤を含有させることを含む、美白用組成物の設計方法。

【請求項5】

前記美白用組成物が皮膚外用剤である、請求項4に記載の設計方法。

【請求項6】

前記美白用組成物が化粧料(但し、医薬部外品を含む)である、請求項4又は5に記載の

設計方法。

【請求項 7】

脂化メラニン産生抑制剤よりなる、美白剤。

【請求項 8】

脂化メラニン産生抑制剤が、脂化メラニン産生抑制作用、脂化メラニン分解促進作用、過酸化脂質産生抑制作用より選択される 1 種又は 2 種以上の作用を有する、請求項 7 に記載の美白剤。